

ヘルシーユース かごしま No.23

有害環境から青少年を守りましょう！

～青少年を健全に育てるのは大人の責任です～

次代の鹿児島を担う青少年が健全に育っていくことは、県民全体の願いです。

そのためには、「青少年は地域で育む」、「青少年育成は大人の責任」という観点に立ち、子どもを取り巻く社会環境を見直し、整備していく姿勢が求められます。

「家庭の日」の歌／鹿児島県

まあるくになった



ふるさと 郷土に学び 地域で育む 鹿児島の青少年

毎月第3日曜日は家庭の日



YATAC R-1180520

「まあるくになった」について

昭和40年、本県は、親子のふれあいを深めてほしいと、毎月第3日曜日を「家庭の日」と制定し、それから約50年間、家庭、学校、地域社会が一体となり、明るい家庭づくりや家庭教育の充実を目指し、取り組んできました。

その取組の一つとして、本県では「家庭の日」制定の翌年にオリジナルの「家庭の日」の歌「まあるくになった」を作成しました。全国公募で選ばれた歌詞に作曲家いずみ・たく氏が曲をつけ、今は亡き坂本九氏が歌うこの曲は、小・中学校で歌われるなど、県民にとってなじみのある曲となっていました。が、時代の流れの中で、歌われることが少なくなってきました。

しかしながら、先の「東日本大震災」で被災された方々が、家族で支え合う姿などから、改めて家族の絆の大切さが再認識されてきています。

そこで、再び、この曲を通して、子どもたちや保護者の皆様だけでなく、広く県民の皆様が、家族の大切さについて考え、家族の絆を強めるきっかけにしてほしいという願いをこめて、CDを作成しました。

県民の皆様に「まあるくになった」を口ずさんでいただき、「日本一のくらし先進県」を目指し、心豊かな生活を送っていただくことを心から願っています。

平成23年9月
鹿児島県

家庭の日の歌「まあるくになった」のCDジャケット

ふるさと 郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は	青少年育成の日	【地域ぐるみで青少年育成】
毎月第3日曜日は	家庭の日	【家庭のふれあいの促進】
毎月19日は	育児の日	【家庭・地域・職場で子育てを応援】

知っていますか？ 子どもの「インターネット」の使い方。

子どもたちはインターネットで、こんなサイトを利用しています。

インターネットは便利なものですが、子どもたちが閲覧するには望ましくない「有害情報」が溢れています。

○インターネットの利用実態（それぞれ全回答者に対する割合）

（※・利用体験あり：書き込みなど利用したことがある者）
・交流体験あり：そのサイトで知り合った人がいる者）

サイトの種類	利用実態	小学校	中学校	高等学校
プロフィール ブログ 掲示板	閲覧のみ	16.5%	35.4%	32.6%
	利用体験あり	4.2%	19.1%	49.3%
	交流体験あり	0.3%	3.1%	4.2%
学校裏 サイト	閲覧のみ	2.9%	9.6%	15.1%
	利用体験あり	0.2%	1.3%	1.8%
	交流体験あり	0.01%	0.1%	0.2%
出会い系 成人向け	閲覧のみ	3.1%	9.1%	21.1%
	利用体験あり	0.2%	1.5%	3.6%
	交流体験あり	0.03%	0.2%	0.3%



資料：県教育庁「平成23年度携帯電話・インターネット利用実態調査」

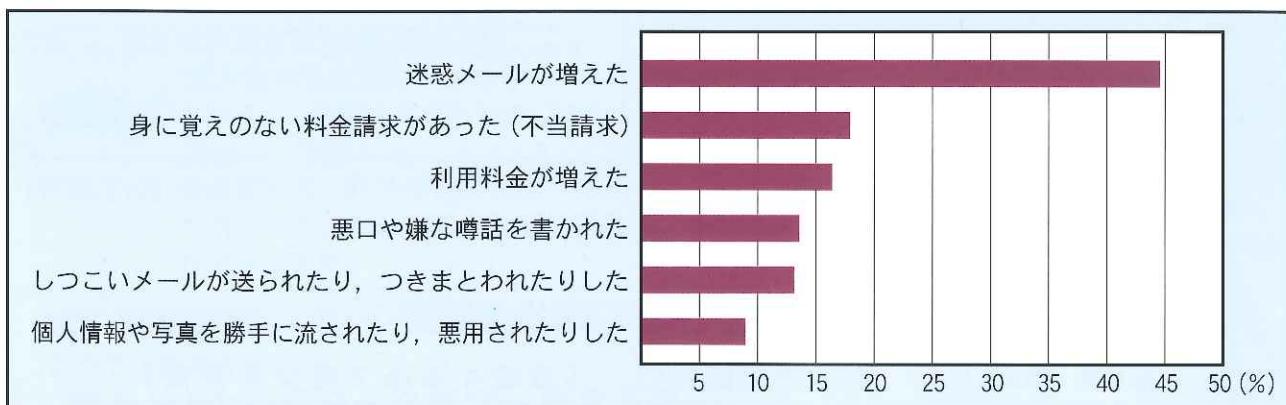
子どもたちはインターネット上の有害情報により、トラブルや犯罪に巻き込まれています。

子どもたちが保護者の目の届かないところで、「有害情報を簡単に閲覧する」、「個人情報を書き込む」などして、犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースが毎年多く発生しています。

○携帯電話やインターネットの利用トラブル（全回答者数に対する割合）

	小学校	中学校	高等学校
困った（困っている）ことがある	1.5%	5.4%	11.7%

○携帯電話・インターネット利用時のトラブル内容（複数回答）



資料：県教育庁「平成23年度携帯電話・インターネット利用実態調査」

○県内の出会い系サイト等による青少年の犯罪被害状況

（※ 被害者数は福祉犯（児童福祉法，児童買春・児童ポルノ規制法，県青少年保護育成条例違反）によるもの）

年別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
被害者数	14人	13人	9人	21人	13人

資料：県警察本部

パソコンや携帯電話に「フィルタリング」を設定していますか？

インターネット上の有害情報をブロックするには、「**フィルタリング（有害サイトアクセス制限）**」が有効です。

フィルタリングとは

子どもに見せることが好ましくない有害サイトを一定の基準で判別し、「出会い系サイト」や「アダルトサイト」などの閲覧を制限します。

年齢や成長段階に応じた設定

フィルタリングは、子どもの「年齢」や「各家庭の方針」に合わせて、制限したいサイトを選ぶことができます。
利用目的に応じて設定しましょう。



学校や塾の連絡掲示板は、閲覧できるようにしようね。

フィルタリングを外さなくても、見ることができるんだね。



携帯電話には、次のような機能があります。

① フィルタリングで、「塾のサイト」や「部活動のサイト」が閲覧できなくなりました。
→ 自分に**必要なサイトを個別に選んで閲覧できる機能**があります。

② 子どもが、深夜までインターネットを使って睡眠不足になっています。
→ **インターネットを使用する時間を制限できる機能**があります。

※詳細は、携帯電話会社にお尋ねください。

フィルタリングサービスを利用しましょう。

2009年4月1日から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、青少年が使用する携帯電話には原則としてフィルタリングサービスが設定されます。
お父さんが使用している携帯電話にフィルタリングサービスが設定されているかどうか分からない場合は、携帯電話会社にお尋ねください。

※子どもの使用する携帯電話のフィルタリング設定率は年々上がっていますが、依然として低い水準です。

○携帯電話所持率（自分専用の携帯電話を所持している者）

	平成21年8月	平成22年8月	平成23年9月
小学校	6.9%	6.8%	10.1%
中学校	15.3%	15.8%	20.0%
高等学校	89.1%	89.8%	93.8%

○フィルタリング設定率

	平成21年8月	平成22年8月	平成23年9月
小学校	31.4%	37.1%	48.5%
中学校	40.8%	49.1%	57.0%
高等学校	38.2%	47.8%	59.5%

スマートフォンや携帯ゲーム機等の対応は？

保護者の方々へ

最近、高機能で本格的なネットワーク機能を備えたスマートフォンや携帯ゲーム機器等が普及しはじめています。

スマートフォン等は、携帯電話回線からインターネットに接続する場合は、これまでどおりフィルタリングサービスで有害情報等を遮断することができます。

しかし、無線LAN（アクセスポイント等）を通じてインターネットに接続すると、通信回線の違い等により、フィルタリングが機能しない場合があります。

お子さんが、スマートフォン等を購入する場合は、各携帯電話販売店等で詳しい説明を受けるようにしましょう。



家庭での「ルール」がありますか？

大切なことは、子どもたちがインターネット上に溢れている情報の中から役に立つ情報を選び出したり、他人と上手にコミュニケーションをとったりするスキルを身につけることです。

子どものインターネットの使用方法や家庭の環境に合わせ、携帯電話の使用方法ルールについて話しあってみましょう。

使用方法，目的を決める

- 自分や友達の個人情報を書き込まない。
- メールや掲示板に友達の悪口を書かない。
- 出会い系，アダルト，違法薬物など，有害サイトに絶対アクセスしない。
- 迷惑メールや知らない相手からのメールは無視する。
- 学校の携帯電話規則を守る。



使用時間を決める

- 食事中は使わない。
- 夜〇時になったら使用をやめる。
- 1日〇時間以上利用しない。



使用する場所を決める

- 自分の部屋では使わない。
- 充電器はリビングに置く。
- 学校へは持って行かない。

フィルタリングは絶対に解除しない！！

- 年齢に応じたフィルタリングを選ぶ。
- 時間制限機能をつける。
- 料金制限を設定する。

子どもを守る手段として安全なネット環境を提供するのは周りにいる大人の責任です。

有害図書等から青少年を守るために 自動販売機を置く契約は慎重にしましょう。



こんな言葉で誘ってきます

- 「遊んでいる土地を活用しませんか」
- 「ジュースの自動販売機などを設置させてください」
- 「副収入がはまりますよ」
- 「印鑑を押すだけで、面倒な手続きはありません」

「これはいい話した」と契約すると

- 土地を借りた業者が自動販売機設置業者と賃貸契約し、有害図書等を販売されることがあります。
 - 有害図書等が青少年の目に触れやすくなり、彼らに悪い影響を与えかねません。
 - しかも、契約期間中は解除できなかったり、中途解約には多大な解約金が要求されることもあります。

そうなって後悔しないために

- 契約する前にチェックしましょう。
 - 販売する品物は何ですか
 - 相手は自動販売機の設置業者本人ですか
 - 又貸しができるようになっていませんか
 - 契約解除できますか、その時の条件はどうなってますか
- おかしいと思ったらあいまいな返事をせずにはっきりと断りましょう。
- 契約する前に、家族や地域の人たちに相談しましょう。
- 立会人を置いたり録音したりして、後で問題が生じた場合に備えましょう。

青少年の深夜はいかいは危険！！

青少年の深夜はいかい、外出は、飲酒・喫煙、薬物乱用などの様々な非行の原因につながり、また、恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性が十分あります。

鹿児島県青少年保護育成条例では、青少年の深夜はいかい等を防止するため、次のような制限を行っています。

深夜外出の制限



保護者は、

特別な理由がある場合を除いて、深夜に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。

大人は、

深夜に、青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するよう指導しなければなりません。

また、保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

【罰則】 青少年を深夜に連れ出し等した者は、10万円以下の罰金又は科料

保護者の皆様へお願い

- 保護者同伴でも、青少年は興行場等に深夜の立入りはできません。
- 興行場等では、自主的に青少年の入場時間制限を設けているところがあります。ご協力をお願いします。
- 近年、24時間など深夜に営業している店舗が増加しており、このような店舗で夜遅い時間にもかかわらず、保護者が買い物に夢中になり、小さい子どもは店内を走り回っている状況が見受けられます。

保護者の子どもへの注意が散漫になると、連れ去り等の犯罪に巻き込まれることが危惧されますので、やむを得ない理由以外は、小さい子どもを連れての夜間外出はなるべく控えるようにしましょう。

また、やむを得ず外出する場合は、子どもから目をはなさいように十分注意してください。

カラオケボックス等への深夜の立入禁止



興行者等は、

- 深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に、興行場等に青少年を立ち入らせてはいけません。

※興行場等とは、映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックスやインターネットカフェ等をいいます。

- 入口の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨の表示が義務づけられています。

【罰則】 青少年を深夜に興行場等へ立ち入らせた興行者は、20万円以下の罰金又は科料

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、午後11時から翌日の午前4時までの間は青少年を立ち入らせることが禁止されておりますので、6歳以上18歳未満の方の立入りをお断りいたします。

70cm以上

← 30cm以上 →

STOP !

未成年者の飲酒・喫煙，薬物乱用

未成年者の飲酒や喫煙は法律で禁止されているにもかかわらず，鹿児島県内において飲酒・喫煙で多くの未成年者が補導されています。

飲酒や喫煙が常習化すると法律を破っても問題ないとの意識が芽生え，またドラッグや大麻等の薬物乱用に繋がるおそれがあります。

未成年者の飲酒や喫煙は法律で禁止されています。

保護者の皆様へのお願い

- 安易な気持ちで喫煙・飲酒をすすめてはいけません。
(未成年と知りながら喫煙・飲酒を制止しないのは法律違反です。)
- 子どもの目に触れる場所に，たばこや酒を置きっぱなしにしないようにしましょう。

地域，販売業者の皆様へのお願い

- 近所のたまり場になりそうな場所があれば，改善しましょう。
- 声かけ運動や巡回活動など地域ぐるみで取り組みましょう。
- 相手が未成年と疑われる場合は，身分証明書等の提示を求めるなど，年齢確認の徹底をお願いします。

薬物乱用は重大な犯罪です。

なぜ薬物乱用はいけないのか

- 脳をおかされて心も身体もボロボロになります。
- 幻覚や妄想が現れ重大犯罪を引き起こします。
- 暴力団などの薬物密売組織に資金を提供することにつながります。



誘惑の手口の事例

- こんな人が誘います。
友人，知人，先輩，恋人
- こんな言葉で誘います。
「1回だけなら平気さ」
「みんなやってるよ」
「気分がスッキリするよ」
「やせられるよ」

薬物乱用を防止するに

青少年は

- 薬物乱用の危険性は身近にあり，自分には関係ないと思わないこと。
- 自分自身の心身を大切にして，友人や家庭に迷惑をかけないためにも，誘われても「ダメ，ゼッタイ」と断る勇気をもとう。
- 一人で悩まないで友人や家族にも相談しよう。

保護者は

- 自分の子どもは関係ないと思わないこと。
- 薬物についての正しい知識と判断力を身につけさせ，重大な犯罪であることを認識させましょう。
- 薬物乱用に関する情報は，警察に届けましょう。

青少年と向き合うために

現在、多くの青少年は健全に育っている一方、社会生活を送る上での基本的ルールを十分に習得できずに非行に踏み込んでしまったり、自分の目標を見出せないまま無職の状態にあり、反社会的な行動を起こしてしまったりする青少年も見受けられます。

次代を担う青少年を健全に育成するためには、青少年の問題は大人の問題であることをしっかり認識し、家庭では親が、地域社会では大人が、青少年と真正面から向き合い、適切に支援することが必要です。

親・大人として

青少年の話をじっくり聞きましょう

青少年の気持ちを理解しましょう

あるがままの青少年を受け入れましょう

青少年の可能性と成長を信じましょう

具体的な支援がけましょう

根気強く励まし、見守り、必要に応じ関係機関との連携を図りましょう

批判的な態度や教訓的態度は禁物です。聞き上手になることです。

青少年だけでは解決できない問題があります。青少年の問題行動は、青少年を取り巻く環境に起因することが多いです。

誰だって短所もあれば、長所もあります。そのままの姿を受け入れることが相手の心を開きます。

まだ、成長の途中です。必ず変わります。進むべき道がわからないだけです。

ただ「がんばれ」だけでなく、本人の意欲や希望、適性を考え、具体的なアドバイスが必要です。

「あせらず」「じっくり」を心がけましょう。家庭、学校、職場、地域、関係機関の連携が必要です。

かごしま子ども・若者総合相談センターの案内 (ひきこもり地域支援センター)

子ども・若者に関する相談に対し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門の関係機関・団体などを案内・紹介する総合相談窓口です。

自立や社会参加に不安や悩みを抱える本人やその保護者等の方は、まずは、お気軽にご相談ください。(相談は無料、個人情報厳守します。)

- 【場 所】** 鹿児島県青少年会館 2階
(鹿児島市鴨池新町1番8号)
- 【相談時間】** 火曜日から日曜日までの午前10時から午後5時まで
(月曜日、年末年始(12/28~1/4)は休業日)
- 【相談スタッフ】** 社会福祉士、精神保健福祉士、心理士などの資格やスクールカウンセラーなどの経験のある相談員が対応します。

電話・面接(要予約)・メールでの相談を受け付けています。
どうぞご利用ください
【電話番号】099-257-8230
【メールアドレス】soudan-center@hello.odn.ne.jp

所在地の案内



なお、センターだけでは対応が困難な案件については、様々な関係機関・団体で構成される「かごしま子ども・若者支援地域協議会」と緊密な連携を図りながら、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行います。

※ このセンターは県が設置し、県青少年育成県民会議に委託して運営するものです。